

2022年6月10日

発行：完全護憲の会

〒140-0015 東京都品川区西大井 4-21-10-312

電話・FAX：03-3772-5095

Eメール：[kanzengoken@gmail.com](mailto:kanzengoken@gmail.com)

ホームページ：<https://kanzengoken.com/>

目次

<a href="#">第97回例会・勉強会の報告</a>	P. 1
別紙1 <a href="#">事務局報告</a>	P. 2
別紙2 <a href="#">政治の現況について</a>	P. 4
別紙3 <a href="#">緊急警告061号</a>	P. 9
「防衛費倍増による軍事大国への道を許すな」	
別紙4 <a href="#">会員ブログより</a>	P. 10
「安全保障」で「平和」は創れない——「安倍9条改憲」の本質	

---

## [第97回例会・勉強会の報告](#)

5月22日、都内・新橋ばる一にて第97回例会・勉強会を開催した（参加者5名；会員81名）。

例会では、鹿島委員が座長となり、事務局報告を福田共同代表が行い（[別紙1](#)）、政治の現況を草野委員が報告した（[別紙2](#)）。勉強会は、5月3日の全国各紙・社説を資料として「憲法記念日の議論を追う」をテーマに議論した。

事務局報告では福田代表から、『三鷹事件無実の死刑囚竹内景助の詩と無念』（石川逸子著）の振替用紙についてのお詫び、来信2件、緊急警告061号「防衛費倍増による軍事大国への道を許すな」の発出、シリーズ13号企画（案）、会員ブログ3件の紹介、などが報告された。この中で、合田虎彦氏からの来信の「ウクライナ戦争をうわべの解釈でははならない」との指摘について、「その意味するところの具体的な内容を知りたい」との要望が出された。

政治の現況報告では草野委員が、「政府、防衛費GDP2%を目指す動き」「プーチンの核使用発言」「主権制限の国民投票法案が審議入り」「ウクライナ避難民支援を口実にしたなし崩しの自衛隊機派遣」「ウクライナ情勢を反映した憲法に関する朝日新聞世論調査」「岸田首相が憲法記念日に憲法違反の改憲発言」「護憲派の5・3大規模集会」「一種の戦争準備体制を可能とする経済安保法の成立」「自民ペースの衆院憲法審査会の動き」、などについて論評した。

議論では、ウクライナ戦争について発言が集中し、「プーチンに全面的敗北あれば核使用危険性があるが、まだ理性は働いている」「プーチンの公言で核使用のハードルが下がった」「核使用させないためにはロシアをこれ以上追い詰めないことが大事だ」「経済制裁でロシア国内世論も厳しくなる」「ウクライナにこれ以上武器支援すべきではない」「ゼレンスキーは当初停戦交渉に積極的だった」「NATOの関与が大きい」「武力を捨てて戦わない丸腰国防論が大事だ」「日本がNATO会議に出席することがあってはならない」「インドの慎重な対応を教訓にするべきだ」「プーチンの行動は許せないが、ウクライナ戦争は米国に責任があることを明確にすべきだ」、などの意見が出された。

勉強会では、5月3日・憲法記念日の朝日、読売、毎日、産経の【社説】及び【主張】の読み合わせを行い、意見交換した。各紙のタイトルは以下の通りである。

「朝日新聞」 揺らぐ世界秩序と憲法 今こそ平和主義を礎に

「読売新聞」 憲法施行 75 年 激動期に対応する改正論議を

「毎日新聞」 危機下の憲法記念日 平和主義の議論深めたい

「産経新聞」 憲法施行 75 年 改正し国民守る態勢築け 「9 条」こそ一丁目一番地だ

議論では、「産経は『憲法前文は空論に過ぎない』とあからさまな非難を浴びせている。9 条護憲派はこれに具体的に反論できるかどうか問われている」「朝日は憲法の掲げる平和主義を大切に語るが、直面している 9 条の危機に真正面から応えていない」「毎日もやんわりとした理想を語っているだけだ」「読売は憲法前文を批判し、さらに緊急事態条項に焦点を絞っている」「朝日と毎日が緊急事態条項の危険性に触れていないことが理解できない」「朝日は自衛隊合憲論となっている」「読売では共産党・志位委員長自衛隊利用発言が紹介されている」「9 条護憲派は侵略されても武力ではけっして戦わないという、9 条の理解をはっきりと明示する必要がある」などの意見が出された。

なお、6 月の例会は通常通り開催し、勉強会のテーマは「政治の現況について」から選定する予定。

---

## <別紙 1> [事務局報告](#)

### 1) 発送遅延のお詫び

当会ニュース 100 号に新刊書『三鷹事件無実の死刑囚竹内景助の詩と無念』（石川逸子著）を同封し、「お志のある方」に振替用紙のご利用をお願いしました。その振替用紙で、新規発注をいただいた皆様にお知らせいたします。梨の木舎が一時的に振替の整理が遅れたため、今その精査を急いでおりますが、ご発注いただいた方で早急に入手ご希望の方は、電話、ファクス、ハガキ、メールなどで当会に、その旨お知らせください。当方より折り返しお送りいたします。お手数をお掛けして申し訳ございません。

### 2) 来信

#### ① 早乙女勝元さんを偲ぶ 合田寅彦

早乙女勝元さんが亡くなりました。残念でならない。早乙女さんが父に伴われて山の中のわが家へ来られたのが確か 50 歳を少し出た頃ではなかったか。だから 40 年ほど前になる。「今こそ小林多喜二の蟹工船を読んでほしいですね」とおっしゃっていたのが記憶に残る。そんなご縁があったことから、ご無理を承知で拙書『非戦の国防論』の帯に推薦文をいただいた。東京大空襲をご自身がそれこそ身をもって経験しているから、早乙女さんの発言の基調は常に政治に翻弄される庶民の側にあったと思う。ウクライナ戦争にも亡くなる間際まで気を遣われていたというから、どんなに悲しい思いでウクライナのこの現実を覗いていたことか。ウクライナ戦争をうわべの解釈ではならない。私たちが発する言葉は、現実からみていかにむなしものに映ろうとも、武器も言葉ももたないウクライナ市民から軸足を離してはならない。(5 月 13 日)

#### ② 梨の木舎の新時代アジアピースアカデミー (NPA) からの案内

みなさま、大変お世話になっております。NPA 事務局です。

2022 年度平和公共外交協力団員 (PPDC) 募集開始をお知らせします。(※転送拡散歓迎)

新時代アジアピースアカデミー (NPA) は、韓国民主化運動記念財団と共同事業で平和公共外交協力団事業を行っています。韓国、日本、アジアから約 80 名が共同事業を行います。

応募希望の方は、件名を「2022 平和公共外交協力団 応募」とし、申し込みフォームをダウンロードして、記入の上、[info@npa-asia.net](mailto:info@npa-asia.net) へメールにてご連絡ください。

【願書締切】2022 年 5 月 21 日（土）まで

【面接】2022 年 5 月 22 日（日）、ZOOM による集団面接（時間選択あり）

### 3) 緊急警告 061 号「防衛費倍増による軍事大国への道を許すな」を発出した。 [\(別紙 3\)](#)

### 4) シリーズ 13 号の企画（案）

鹿島委員より提案されているシリーズ 13 号の企画（案）について、6 月末の作成までの分担を決定した。企画（案）は以下の通りであるが、各章のタイトル、小見出しはこの限りとはならない。また、記述内容で見解が分岐した場合は両論併記とし、記述内容の是非判断は読者に委ねる。

日本国憲法の理念を守るために（仮題）

はじめに（担当：鹿島委員）

第 1 章 憲法審査会の動き（鹿島委員）

1. 発足 2. 現在の活動 3. 憲法審査会の問題点

第 2 章 憲法 9 条を巡る動き（未定）

1. 安保法制—集団的自衛権の違憲性 2. 「敵基地攻撃」論と「核共有」論の危険性  
3. 核兵器禁止条約の取り組み 4. 「絶対平和」理念の追究

第 3 章 緊急事態条項の危険性（柳澤委員）

1. 自民党の改革案 2. 各党の見解 3. 憲法破壊につながる緊急事態条項

第 4 章 ロシアのウクライナ侵攻について（大野委員）

1. 国際法違反の暴挙 2. NATO の東方拡大 3. 情報戦の弊害  
4. 日本の戦時下における情報統制 5. メディアとジャーナリズムの役割

おわりに（鹿島委員）

年表（〃） 参考文献（〃）

### 5) 会員ブログへの投稿

◇「安全保障」で「平和」は創れない——「安倍 9 条改憲」の本質 後藤富士子（5 月 11 日）

※このブログは 2019 年 5 月に掲載したものの再録です。 [\(別紙 4\)](#)

◇ 9 条護憲論の再検討・再構築を！ 草野好文（5 月 4 日）

◇ 米欧の二重基準について 福田玲三（4 月 19 日）

### 6) 集会の案内

#### ◇ 憲法 9 条改悪を絶対許すな！緊急集会

「憲法 9 条の改悪を許すな！ 侵略戦争を二度と起こさないとの決意をこめた憲法 9 条は国際公約であり、世界の宝だ！ 敵基地攻撃・軍備大増強・核兵器共有・9 条改悪は、戦争への道だ！自民・維新・国民の暴走を許すな！！」

・ 6 月 20（月）15 時～（開場 14 時 30 分） \* 要予約（定員 200 名）

・ 衆議院第 1 議員会館・地下 1 階・大会議室（14 時 30 分からロビーで入場カードを配布）

・ 挨拶・スピーチ；森田実（政治評論家）、福山真劫（市民連合）、植草一秀（政治経済学者）、瀨藤厚（山口大学名誉教授）、古今亭菊千代（落語家）、古賀茂明（元内閣審議官・経産官僚）、ほか多数

\* 予約はなるべくお早めに下記のメールアドレスまで、①氏名、②ふりがな、③連絡のつく電話番号を必ず添えてお申し込み下さい。E-mail: [murayamadanwa1995@ybb.ne.jp](mailto:murayamadanwa1995@ybb.ne.jp)

主催: 村山首相談話の会 参照: <http://www.labornetjp.org/EventItem/1654565920690staff01>

#### ◇ 週刊金曜日・東京南部読者会

- ・ 6月24日(金) 18:00~20:30 会場費は均等負担、マスク着用。
- ・ 大田区消費者生活センター第4集会室 (JR蒲田駅・東口徒歩5分)

#### 7) 当面の日程

第98回例会・勉強会	6月26日(日) 13:30~16:30	新橋ばるーん 202 学習室
第100回運営委員会	6月29日(水) 13:00~	新橋ばるーん 204 学習室
第99回例会・勉強会	7月24日(日) 13:30~16:30	三田いきいきプラザ集会B

#### <別紙2> [政治の現況について](#)

##### (1) 主なニュース一覧 (2022/4/21-5/20)

- \* 自民党安全保障調査会、「敵基地攻撃能力」を「反撃能力」に変更、政府に提言 (2022/4/21)
- \* NATO 首脳会議に日本参加見通し 米国務長官、公聴会で明かす (2022/4/28)
- \* 国民投票法改正案、衆院憲法審で審議入り (2022/4/28)
- \* 岸田首相、広島での改憲集会に自民改憲4項目「早期実現を」のメッセージ (2022/5/3)
- \* 経済安全保障推進法成立 (2022/5/11)
- \* 沖縄復帰50年式典開催 (2022/5/15)
- \* 日本維新の会、9条改憲条文案を公表 「自衛隊保持」を明記、参院選公約に (2022/5/18)
- \* 侮辱罪厳罰化法案、衆院可決 (2022/5/19)

##### (2) 新聞社説、ニュース記事 (議論の活発化のため、あえて意見の異なる主張も掲載)

###### ① 東京新聞 TOKYO Web 2022年4月22日 ニュース記事

###### 「反撃能力」保有を本格検討へ 政府、防衛費GDP2%も

岸田文雄首相は27日、政府の外交・安全保障政策の長期指針「国家安全保障戦略」など3文書改定に向けた自民党提言を受け取った。政府は年末の閣議決定に向けて本格検討に着手する。提言は相手領域内でミサイル発射を阻止する敵基地攻撃能力を「反撃能力」に改称し保有するよう要請。現行は国内総生産(GDP)比約1%の防衛費は2%以上を念頭に、5年以内に防衛力を抜本強化するため必要な予算水準を目指すと盛り込んだ。

自民党と連立を組む公明党は反撃能力の保有や防衛費の大幅増額に慎重姿勢を取っており、夏の参院選後に見込まれる与党間調整が焦点となる。(共同通信)

###### ② 東京新聞 TOKYO Web 2022年4月28日 ニュース記事

###### プーチン氏、核兵器「必要に応じて使う」と発言 欧米のウクライナ軍事支援をけん制

ロシアのプーチン大統領は27日、「特別軍事作戦」と称するウクライナ侵攻に関して、第三国が積極

的に介入した場合は「電光石火の素早い対抗措置を取る」と警告した。「ロシアは他国にない兵器を持っており、必要に応じて使う」とも述べ、核兵器の使用も辞さない構えを示し、ウクライナへの軍事支援を強める欧米を強くけん制した。

プーチン氏は第2の都市サンクトペテルブルクでの会合で、北大西洋条約機構（NATO）の介入が受け入れがたい戦略的脅威になった場合に「必要に応じて使う」と発言した。米国防総省のカービー報道官はプーチン氏の発言などについてロシア側を「無責任だ」と非難した。

ロシア大手紙コメルサントは「核戦争の脅威が迫った冷戦期を思わせる」と、発言について指摘した。プーチン氏は2月上旬、フランスのマクロン大統領に対して、ウクライナがNATOに加盟すれば「核戦争になる」とも発言しており、侵攻を開始した同24日にも核使用の可能性を示唆した。

ラブロフ外相も4月25日、核戦争の危機は「深刻かつ現実的で過小評価すべきではない」と発言した。

ロシア国防省は20日、核弾頭搭載可能で、米国のミサイル防衛網（MD）を突破できる新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）「サルマト」の発射実験が成功したと発表。プーチン氏は「ロシアを脅かす人たちに再考を迫るだろう」と述べている。

### ③ 東京新聞 TOKYO Web 2022年4月28日 ニュース記事

#### 国民投票法案が審議入り CM規制なしに立民反発

自民党などが提出した憲法改正手続きに関する国民投票法の改正案は28日、衆院憲法審査会で審議入りした。立憲民主党はテレビ・ラジオのCM規制強化、インターネット広告の規制導入が含まれていないと批判。審議を進めることに反対した。自民は衆院側が今国会成立を目指すのに対し、参院側は困難としており、歩調が乱れている。

自民と日本維新の会、公明党、衆院会派「有志の会」が共同提出した改正案は、投開票の立会人などの規定を公選法にそろえる内容。自民の新藤義孝氏は憲法審で「速やかに手続きを進めるべきだ」と早期成立を求めた。（共同通信）

### ④ 東京新聞 TOKYO Web 2022年4月28日 ニュース記事

#### 自衛隊機派遣を閣議決定 ウクライナ避難民の支援へ

政府は28日午前の閣議で、ウクライナからの避難民を支援するため、周辺国に自衛隊機で人道支援物資を運ぶ計画を決定した。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請を受け、国連平和維持活動（PKO）協力法に基づく「人道的な国際救援活動」として実施する。

UNHCRがアラブ首長国連邦（UAE）のドバイに備蓄する毛布などを、ウクライナの隣国のポーランドとルーマニアに輸送。5月上旬から6月末にかけて、自衛隊のC2輸送機などを使い週1回程度運ぶ方針だ。準備や撤収を含めた計画全体の期間は4月29日から7月15日までとした。（共同通信）

### ⑤ 朝日新聞 DIGITAL 2022年5月2日 ニュース記事

#### 改憲「必要」56%、9条「変えない」59% 朝日新聞世論調査

3日の憲法記念日を前に、朝日新聞社は憲法を中心に全国世論調査（郵送）を実施した。いまの憲法を変える必要があるかを聞くと、「変える必要がある」が56%（昨年調査は45%）で、「変える必要はない」37%（同44%）を上回った。2013年に郵送調査を始めて以降、改憲必要派は最多。憲法第9条については「変えないほうがよい」59%（同61%）で、「変えるほうがよい」33%（同30%）を上回った。

質問文や方法は異なるが、改憲必要派が不要派を上回る傾向は 1990 年代から 2010 年代前半にかけて続いていた。14 年から不要派が必要派を上回るようになり、昨年の調査では拮抗（きっこう）していた。

性別でみると、「変える必要がある」と答えた男性が 58%（同 52%）、女性が 53%（同 40%）。昨年調査と比べ、「必要」と考える女性が増加した。

ロシアのウクライナ侵攻を受けて、日本と日本周辺にある国との間で戦争が起こるかもしれない不安を以前より感じるようになったか聞くと、「感じるようになった」80%で、「とくに変わらない」19%を上回った。

「感じるようになった」と答えたうち、いまの憲法を「変える必要がある」としたのは 60%で、「変える必要はない」は 34%だった。

一方で憲法第 9 条については条文を示した上で変える必要があるか聞いたところ、これまでの調査と大きな違いはみられなかった。

#### ⑥ 朝日新聞 DIGITAL 2022 年 5 月 4 日 ニュース記事

##### 岸田首相、改憲 4 項目「早期実現を」 地元・広島でメッセージ

3 日は、岸田文雄首相の就任から初の憲法記念日となった。ロシアによるウクライナ侵攻を踏まえた国会の憲法論議が加速するなか、自民党は首相の地元・広島でも改憲機運を高めようと集会を開催。護憲を訴える市民団体からは「被爆地の痛みを代弁すべき首相が進めることではない」と批判の声が上がった。

「憲法改正の機運を、これまで以上に高めたい」。広島市中心部で開かれた集会では、岸田首相のビデオメッセージが流された。憲法 9 条への自衛隊明記を含む自民党改憲 4 項目について「極めて現代的な課題だ。早期の実現が求められる」とも述べた。

集会は、岸田首相が支部長を務める党県第 1 支部などが主催。200 人が参加し、欧州歴訪中の首相に代わり妻の裕子氏が出席した。講師役の在日ウクライナ人ジャーナリストが「憲法について正しい判断をして、より独立した国をつくってほしい」と訴えた。

一方、原爆ドーム前では市民団体の約 30 人が憲法 9 条堅持などを訴えるビラを配った。通行人に 9 条改正のアンケートも実施。「守る」が 148 人、「変える」が 15 人だったという。世話人の 1 人、藤井純子さんは「岸田氏には自民党内の声ではなく、広島市民の声を受け止めてほしい」と話した。（大久保貴裕）



#### ⑦ 東京新聞 TOKYO Web 2022 年 5 月 3 日 ニュース記事

##### 護憲派 1 万 5000 人声合わせ「今こそ憲法を守れ」 憲法記念日の大規模集会、3 年ぶり開催

日本国憲法施行から 75 年を迎えた憲法記念日の 3 日、護憲派の大規模集会が東京都江東区の有明防災公園で開かれ、1 万 5000 人（主催者発表）が参加した。過去 2 年はコロナ禍で中止され、護憲派が「5・3」に結集するのは 2019 年以来 3 年ぶり。改憲派がロシアのウクライナ侵攻をきっかけに、戦争放棄をうたう 9 条の改正論を声高に叫ぶ中、「今こそ憲法を守れ」と声を合わせた。（加藤益丈）

◆「憲法 9 条は戦後最大の危機」

集会では、マスク姿の参加者たちが「#憲法改悪に反対します」などと書かれたプラカードを掲げた。ロシアのプーチン大統領をこき下ろすプラカードも目立った。

主催者を代表して壇上に上がった平和団体代表の藤本泰成さんは「9条を『非現実的』という人に『敵基地攻撃能力や核保有で国民の命を守れるのか』と問いたい。国民の生活を圧迫し、平和が壊れるだけだ」と批判した。

その後も続々と護憲派の識者が登壇した。

「残念ながら9条は戦後最大の危機を迎えている」と訴えたのは、国会の憲法審査会の傍聴を続ける大江京子弁護士。「市民の尊厳犠牲の末、戦争の惨禍を起こさせないと誓い、日本国憲法を定めた。この決意を捨てさせて良いわけがない」と呼びかけた。

上智大の中野晃一教授（政治学）は「戦争を防ぐには抑止力と、先に攻めるつもりがないというメッセージが重要。9条をなくせば抑止力に頼るしかなくなり、無限の軍拡につながる。9条を守ることが安全保障につながる」と強調した。

集会後、参加者は「憲法を守り、生かす社会を実現しよう」などとシュプレヒコールを上げながら周辺をデモ行進した。（以下略）

## ⑧ 朝日新聞 DIGITAL 2022年5月11日 ニュース記事

### 経済安保法が成立 国の企業活動への関与を強化、透明な運用に課題

高度な先端技術の流出防止や、医薬品など経済や生活に欠かせない重要物資の確保などをねらう経済安全保障推進法が11日、参院本会議で賛成多数で可決され、成立した。政府が企業の設備を審査するほか、先端技術研究にも関与し、罰則も設けるなど国の介入を強めるものだ。公正で透明な運用をどう担保するかなどの課題があったが、国会審議で煮詰まらなかった。

経済安保法案ってなに？ いまわかっていること、Q&A形式で解説

#### 【連載】経済安保法案を読み解く

経済安保法は、医薬品や半導体などを安定的に確保するサプライチェーン（供給網）の強化、サイバー攻撃に備えた基幹インフラの事前審査、先端技術の官民協力、原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開――の4本柱からなる。違反した企業などには最大で「2年以下の懲役か100万円以下の罰金」が科される。2023年以降、段階的に施行される。

岸田政権が同法の整備に動いた背景には、米国と中国との先端技術をめぐる覇権争いがある。「軍民融合」を掲げる中国は民間の先端技術を積極的に軍事面に採り入れてきた。警戒を強めた米国のトランプ前政権は、中国通信大手・華為技術（ファーウェイ）が、中国の軍の影響下にあるとして、同社への半導体の輸出規制を強化した。日本でも自民党が主導し、情報や高度な技術が流出しないための法整備を求める声が強まっていた。

ただ、サプライチェーン強化の対象物資や基幹インフラの対象設備、特許非公開となりうる先端技術などは法律に具体的に記載されていない。国会審議では、政府が成立後に政省令で決める項目が138カ所もあることが明らかになった。……（以下略）

# 自民ペース 改憲議論盛ん

衆院憲法審査会の議論が、自民党主導で活発になっている。安倍政権下では実質審議がゼロの国会もあったが、今国会はすでに13回開催。戦争放棄などをうたう9条についても、各党が自由討議で意見を交わす。ウクライナ危機を機に自民や日本維新の会などが9条改正に改めて意欲を示し、公明党や立憲民主党などは慎重な姿勢を示す。

## 審議13回 維新も9条改正案

### 衆院憲法審査会

「憲法9条の改正に取り組み野党の雄として、自民とがっぷり四つに組んで憲法論議をリードしていく」。19日の審査会で、維新の足立康史氏は独自にまとめた9条の改正条文案を披露した。平和主義と戦争放棄をうたう現行の9条を残したまま新設する「9条の2」に自衛隊を明記した。自民党案と同様の内容だ。自民馬場伸幸共同代表は「ほとんどの国民が日本にもウクライナのようなことが起こる危機意識を持っている」と、条文案をまとめた理由を語る。自民の新藤義孝氏は19日の審査会後、「基本的に私も提議している内容と同じなので、積極的に討議を進めていきたい」と歓迎。審査会では「大事なことは意見の違いがあっても、各党派がテーブルにつき、議論を深めていく」と述べた。実際、今国会では議論を

迎。審査会では「大事なことは意見の違いがあっても、各党派がテーブルにつき、議論を深めていく」と述べた。実際、今国会では議論を

■衆院憲法審査会での各党の主張や立ち位置	
自民党	9条に自衛隊を明記することや緊急事態条項の創設など4つの項目の改正を主張
公明党	緊急事態に議員任期を延長するための改正は必要だが、9条改正は必要ないと立場
立憲民主党	国民投票運動中のCMやネット広告の規制のあり方について議論を進めない限り、具体的な改憲項目の協議は行われたいと主張
日本維新の会	教育無償化など3項目の憲法改正案に加え、新たな緊急事態条項の条文案も近く公表予定
国民民主党	改憲に前向きで、緊急事態条項の創設を主張
共産党	憲法審査会の開催や憲法改正に反対

例年になく重ねている。

衆院で新年度予算案の審議中は審査会を開かないという慣例を9年ぶりにやぶって2月から開催。先週からは、野党などが扱いに慎重

## 公明9条には慎重姿勢

重だった9条についても意見を交わしている。期限を区切って「改憲勢力」で進めようとした第2次安倍政権下で、野党が国会での議論そのものに慎重だったところから様変わりしている。自民は参院選後に議論を加速させたい考えで、審査会での議論の積み重ねを改憲案の「原案作り」（新藤氏）につなげたい考えだ。

自民ペースで進む議論には、維新や国民民主党の動向が影響している。審査会の日程などを調整する自民、公明両党の幹事懇談会にはもともと改憲に前向きな維新も入っていたが、昨秋の衆院選以降は国民民主党も参加。与党幹事懇談という名称のまま、与野党4党で運営を主導している。国民民主党は新年度予算案に賛成し、自民との距離を縮めている。自民の憲法審メンバーは「もはや与党、野党と単純に線引きできない状況」と、国民などの動きを歓迎する。

しかし公明は9条改正には慎重な立場だ。石井啓一幹事長は13日の記者会見で「現時点で9条を変えなければ何ができないというようなことはない」と強調した。立憲は「一番やってはならないことは、9条改正案を決め付けて賛成か反対の2択を迫るような議論だ。国論を分断するだけで国民の納得は得られない」（中川正春氏）と主張。共産党も「いま必要なのは、国と国との争い事を絶対に戦争にしないための外交努力だ」（赤嶺政賢氏）と反対する。（中田絢子、小手川太郎）



## 防衛費倍増による軍事大国への道を許すな

「岸田文雄首相は27日、自民党安全保障調査会長の小野寺五典元防衛相と官邸で会い、敵基地攻撃能力の保有などを求める党提言を受け取った。政府として結論を出す年末に向けて『与党の考え方を受け止めた上で、議論を進めていきたい』と述べ、公明党との調整を促した。提言は、日本を攻撃する相手国のミサイル発射拠点に加えて『指揮統制機能等』への攻撃を可能とする敵基地攻撃能力保有や、対国内総生産（GDP）比2%を念頭に置いた5年以内の防衛費増額などが柱。外交・防衛政策の長期指針『国家安全保障戦略』など3文書改定に合わせて、党がまとめた。」（2022年4月27日、東京新聞電子版）

ロシアのウクライナ侵攻を受け、欧米各国が軍事力こそ自国の安全保障にとって最も重要であるかのごとく、競ってその強化を叫んでいるなか、日本もその例外ではなく、特に政権を握る自民党内において、これに乗じた動きが盛り上がり、冒頭の記事はその典型的な危惧すべき事例である。

提言の主な内容は、次の通りである。

1. 先制攻撃のイメージがある「敵基地攻撃能力」を、単に「反撃能力」という表現に変えて、敵基地や指揮統制機能を持つ施設を攻撃できる軍事能力を保有すること。

2. 防衛費をGDPの2%以上まで引き上げ、5年以内に防衛力を抜本的に強化すること。

3. 他国への武器供与に関する防衛装備品移転3原則を見直し、対象を拡大すること。

いずれも専守防衛に限られてきた防衛力の抜本的な転換を図る内容であるが、特にロシアのウクライナ侵攻以降に新たに出てきたのが、防衛費の倍増提案である。GDPの2%なら米国、中国に次ぐ世界第3位の防衛費となり、最早政府が今まで言っていた専守防衛のための「必要最低限の防衛力」から大きく逸脱し、世界的に見ても軍事大国とみなされる。ロシアのウクライナ侵攻以降、盛んにマスコミ等に登場する安倍晋三元首相などは、「日本が（防衛）予算を増やさないとしたら笑いものになる」（4月21日、日本戦略研究フォーラム主催シンポジウム）とまで言う始末だ。

防衛費（軍事費）を倍増すると言うが、一体その増額分はどこから捻出するのか、その根拠も示していない。結局こうした軍事費の増額分は、少子高齢化が進む日本において一層強化されなければならない社会保障費や教育費などの予算を削って捻出することになり、国民の生活をさらに圧迫することに直結するのである。

ロシアのウクライナ軍事侵攻による世界情勢の緊迫化を前に、日本は今重大な岐路にさしかかっている。一触即発の危機を煽りながら防衛費倍増の道に進むか、隣国との相互理解を深めて平和の道に進むかだ。

前者の道に進めば、絶えず隣国への敵意と憎悪を煽り、仮想敵国との軍備拡大競争に走らざるを得ない。軍備の拡大は、抑止力の確保を口実にして行われるが、常に相手の出方を伺いながら、戦々恐々として暮らしつつ、必ず戦争の暴発を招いたことは、歴史の教えるとおりだ。

戦争になれば、交戦両国は、甚大な人的物的な加害を競い、非人道的な惨状を眼前に展開しつつも、もはや後戻りできない。戦争に敗北すればもちろん、勝利しても、莫大な犠牲を払い、核戦争を予測すれば、交戦両国民は生き残れないかもしれない。

後者の道を選択する場合には、日本は過去におかした加害の歴史を反省することから始まるだろう。日本は中国の全土を侵略し、膨大な犠牲を強いた。そしてまた朝鮮を植民地支配したあげく、無謀な太

平洋戦争に敗北し、その結果、朝鮮半島は南北に分断され、同胞相争う禍根をまねいている。その罪を償うためには、長い年月にわたり誠意を示さなければならない。それは日本の次世代へ、負担ではなく、幸福をもたらすものだ。

すなわち、二度とアジアの隣国と戦争をしないという幸福をまねくのだ。絶対に、戦争を開始してはならない。それがこの度のウクライナ戦争の教訓だ。日々のニュースは交戦両国の被害をなまなましく伝えている。この戦争は両国に何も利益を与えていない。戦争しないで平和に話し合う可能性はあったはずだ。

日中国交回復 50 周年を今秋むかえるに当り、中国、韓国、北朝鮮と相互理解を深めることを提案したい。かつて、アジアの共産化を防ぐためとして米国の開始したベトナム戦争は、米国の敗北に終わった。その後、両国は平和に共存している。何も戦争をする必要はなかったのだ。

敵意を煽って戦争を開始し、人殺しに血道をあげる努力に代えて、相互理解を図り、平和を守る努力こそ、最も人類に相応しい選択だ。我々は日本国憲法前文に書かれた崇高な精神を忘れてはならない。

日本国憲法前文（抄）

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

(2022 年 5 月 1 日)

---

#### <別紙 4> [会員ブログより](#)

### 「安全保障」で「平和」は創れない —— 「安倍 9 条改憲」の本質

※ 2019 年 5 月に掲載したブログを再録します。

(弁護士 後藤富士子)

1 現在焦眉の急となっている「安倍 9 条改憲」案は、憲法 9 条 1 項 2 項には手を触れず、「9 条の 2」として次のような条文を加えるという。その 1 項は「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置を執ることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」とし、第 2 項は「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」である。すなわち、自衛隊は「自衛の措置をとるための実力組織」であって、9 条 2 項が保持しないとしている「戦力」ではないから、「自衛隊を憲法に明記するだけで何も変わらない」と説明される。

これに対して、9 条、とくに 2 項の制約が自衛隊に及ばなくなり、9 条 2 項が死文化する、という批判がされる。法律論としては、そのとおりであるが、もっと重大な問題がある。9 条は、日本国憲

法第2章「戦争の放棄」に定められているのに対し、「安倍9条改憲」案は、第2章のタイトルを「安全保障」と書き換える。「戦争の永久放棄」から「安全保障」へタイトルが変わることは、「何も変わらない」どころではなく、「重大な変質」を思わざるを得ない。

2 ドイツの神学者であるディートリヒ・ボンヘッファー牧師は、1934年にデンマークのファエで行った「教会と世界の諸民族」という講演の中で、「平和」と「安全」は違う、「安全」の道を通して「平和」に至る道は存在しない、と述べている。その1節を引用すると、

「いかにして平和は成るのか。政治的な条約の体系によってか。いろいろな国に国際資本を投資することによってか。すなわち、大銀行や金の力によってか。あるいは、平和の保証という目的のために、各方面で平和的な再軍備をすることによってであるか。違う。これらすべてのことによっては平和は来ない。その理由の一つは、これらすべてを通して、平和と安全とが混同され、取り違えられているからだ。安全の道を通して〈平和〉に至る道は存在しない。なぜなら、平和は敢えてなされねばならないことであり、それは一つの偉大な冒険であるからだ。それは決して安全保障の道ではない。平和は安全保障の反対である。安全を求めるということは、〔相手に対する〕不信感を持っているということである。そしてこの不信感が、ふたたび戦争をひきおこすのである。安全を求めるということは、自分自身を守りたいということである。平和とは、全く神の戒めにすべてをゆだねて、安全を求めないということであり、自分を中心とした考え方によって諸民族の運命を左右しようとは思わないことである。武器をもってする戦いには、勝利はない。神と共なる戦いのみが、勝利を収める。それが十字架への道に導くところでもなお、勝利はそこにある。」

3 ボンヘッファーは、いち早くナチ政権の悪魔性を見抜き、ユダヤ人迫害のもつ犯罪性を訴え、ナチに対する抵抗運動に加わった。ナチ政権発足直後の1933年4月に行った「ユダヤ人問題に対する教会」という講演では、国家に対して教会がとるべき態度についての三重の可能性を論じている。

「第一に、国家に対して、その行動が合法的に国家にふさわしい性格を持っているかどうかという問い、すなわち国家にその国家としての責任を目ざめさせる問いを向ける。第二に、教会は、国家の行動の犠牲者への奉仕をなす。教会は、すべての共同体秩序の犠牲者に対して、たとえその共同体がキリスト教会の言葉に耳を傾けないとしても、無制限の義務を負っている。」としたうえで、「第三の可能性」として「車の犠牲になった人々を介抱するだけでなく、その車そのものを阻止することにある。そのような行動は、直接的な教会の政治的行動であろうし、そのような行動は、教会が、法と秩序を建てる機能をもはや国家が果たしていないと見る時に、すなわち法と秩序の過小あるいは過剰の事態が出現していると見る時にのみできることであり、また求められることである。この両者の場合に教会は、国家の存在が、したがってまたその固有の実存が、おびやかされているのを見る。」という。  
(続きはサイトで：<https://kanzengoken.com/?p=6841#more-6841>)

◆当会への入会ご案内（会費は無料）

参照：[https://kanzengoken.com/?page\\_id=6402](https://kanzengoken.com/?page_id=6402)

「完全護憲の会」入会申込書

No. \_\_\_\_\_

氏名	
ふりがな	
入会年月日	20 年 月 日
メールアドレス	
住所	〒
電話番号	
入会金（1000円）	<input type="checkbox"/> 支払い済み <input type="checkbox"/> 未払い

[目次に戻る](#)